

一級建築士の免許登録時の必要単位数（学校種類別）

A	大学、高等専門学校（「本科+専攻科」の卒業者に限る。）
	職業能力開発総合大学校（長期課程又は応用課程の卒業者に限る。）
	職業能力開発大学校（応用課程の卒業者に限る。）
	専修学校（専門課程で修業年限が4年以上のもの）

分類	修業年限		
	A（4年制）		
①建築設計製図	7 単位		
②建築計画	7 単位		
③建築環境工学	2 単位		
④建築設備	2 単位		
⑤構造力学	4 単位		
⑥建築一般構造	3 単位		
⑦建築材料	2 単位		
⑧建築生産	2 単位		
⑨建築法規	1 単位		
①～⑨の計 (a)	30 単位		
⑩複合・関連科目 (b)	適宜		
(a) + (b)	60 単位	50 単位	40 単位
免許登録における必要となる建築実務※の経験年数	卒業後 2年	卒業後 3年	卒業後 4年

※建築士免許登録における対象となる実務は、本会HPに掲載の対象実務の例示コード表をご確認ください。（令和2年3月以降に行った実務と令和2年2月以前に行った実務は、一部、対象になる実務が異なりますのでご注意ください。）

B	短期大学（修業年限が3年以上のもの）
	専修学校（専門課程で修業年限が3年以上のもの）

修業年限	B（3年制）		
	①建築設計製図	—	7 単位
②建築計画	—	7 単位	
③建築環境工学	—	2 単位	
④建築設備	—	2 単位	
⑤構造力学	—	4 単位	
⑥建築一般構造	—	3 単位	
⑦建築材料	—	2 単位	
⑧建築生産	—	2 単位	
⑨建築法規	—	1 単位	
①～⑨の計（a）	—	30 単位	
⑩複合・関連科目（b）	—	適宜	
（a）＋（b）	—	50 単位	40 単位
免許登録における必要となる建築実務※の経験年数	—	卒業後 3年	卒業後 4年

※建築士免許登録における対象となる実務は、本会HPに掲載の対象実務の例示コード表をご確認ください。（令和2年3月以降に行った実務と令和2年2月以前に行った実務は、一部、対象になる実務が異なりますのでご注意ください。）

C	短期大学 （修業年限が2年以上のもの）
	高等専門学校 （本科のみの卒業者）
	専修学校 （専門課程で修業年限が2年以上のもの）
	各種学校 （高等学校卒業が入学資格で修業年限が2年以上のもの）
	職業能力開発大学校 （専門課程のみの卒業者）
	職業能力開発短期大学校

分類 \ 修業年限	C（2年制）	
①建築設計製図	—	7 単位
②建築計画	—	7 単位
③建築環境工学	—	2 単位
④建築設備	—	2 単位
⑤構造力学	—	4 単位
⑥建築一般構造	—	3 単位
⑦建築材料	—	2 単位
⑧建築生産	—	2 単位
⑨建築法規	—	1 単位
①～⑨の計（a）	—	30 単位
⑩複合・関連科目（b）	—	適宜
（a）＋（b）	—	40 単位
免許登録における必要となる建築実務※の経験年数	—	卒業後 4年

※建築士免許登録における対象となる実務は、本会HPに掲載の対象実務の例示コード表をご確認ください。（令和2年3月以降に行った実務と令和2年2月以前に行った実務は、一部、対象になる実務が異なりますのでご注意ください。）